

京都市消防局訓令乙第1号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の人事評価に関する規程の一部を次のように改正する。

令和元年5月29日

京都市消防局長 山内 博貴

第9条第3項中「監察監」の右に「，担当局長」を加える。

第1号様式中「平成」を削り，「監察監」の右に「，担当局長」を加える。

第2号様式から第28号様式までの規定中「平成」を削る。

附 則

この訓令は，令和元年5月30日から施行する。

(消防局総務部人事課)